



第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）

★数字は算用数字、単位はメートル法★

確認申請書（建築物）

（第一面）

書式の赤字は記入例

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

一般財団法人 岩手県建築住宅センター 様

令和〇年〇月〇日

申請者氏名 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇

設計者氏名 〇〇 〇〇

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

事前協議の場合：日付未記入
本申請 の場合：日付記入
※郵送申請の場合は、補正完了後に、当センターで日付を記入します。

（第二面）【1.建築主】と同一とし、複数名の場合は、全員の氏名を記入してください。
法人や団体等の場合は、代表者の職、氏名も忘れずに記入してください。

2021年1月1日から、押印廃止となりました。

代表となる設計者の氏名を記入します。

※欄は記入不要です。



(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○
 【ロ. 氏名】 ○○ ○○、他1名
 【ハ. 郵便番号】 〒○○○-○○○○
 【ニ. 住所】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

建築主が複数の場合、

「代表となる建築主名 他○名」と記入し
 (第二面)【1.建築主】を別紙に記入し、
 第二面の最後に添付してください。
 ※住所が同じ場合のみ、氏名欄に連名で記
 入し、1枚にまとめても結構です。
 ※建築計画概要書と工事届も同様です。

建築計画概要書では、電話番号は削除して
 ください。

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (二級) 建築士 (岩手県知事) 登録第 ○○○○ 号
 【ロ. 氏名】 ○○ ○○
 【ハ. 建築士事務所名】 (二級) 建築士事務所(岩手県)知事登録第(○)○○○号
 ○○○○○建築設計事務所
 【ニ. 郵便番号】 〒○○○-○○○○
 【ホ. 所在地】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 【ヘ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

建築主からの委任を受けて申請を行う場
 合に記入してください。その際は、必ず
 委任状(建築主の自署or押印)を添付し
 てください。H30.6.25 から、写しの添
 付で可
 建築士事務所登録番号は最新(5年更新)
 の番号を確認してください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○○○ 号
 【ロ. 氏名】 ○○ ○○

代表となる設計者、並びに申請に係る建築
 物に関わる他のすべての設計者について記
 入してください。

() 欄には、

- ・建築士の種別(一級・二級・木造)
 - ・交付者(大臣・都道府県知事)
 - ・登録番号
- を記入してください。

※建築士免許証と建築士定期講習の写しを
 添付してください。H28.10 から不要

- 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所(岩手県)知事登録第(○)○○○号
 ○○○○○建築設計事務所

- 【ニ. 郵便番号】 〒○○○-○○○○
 【ホ. 所在地】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 【ヘ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

最新の登録番号を記入してください。
 ※更新手続き後は、忘れずに見直しを願
 いします。(5年更新)

- 【ト. 作成又は確認した設計図書】 確認申請に添付する設計図書一式

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

一人ですべてを設計している場合は、
 「確認申請に添付する設計図書一式」と
 記入してください。

複数の設計者による設計の場合は、自
 らの責任で設計した図書名を記入して
 ください。

※添付図書には、それぞれ作成した設計
 者の種別・氏名を記載してください。
 (登録番号の記載も推奨)
 2021年1月1日から、押印廃止

- 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】



(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

← 該当が無い場合は、記入不要です。

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

← 記入不要です。
※当センターの業務範囲外



【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (**一級**) 建築士 (**大臣**) 登録第 **〇〇〇〇〇〇** 号

工事に関わるすべての工事監理者について記入してください。

() 欄には、
・建築士の種別 (一級・二級・木造)
・交付者 (大臣・都道府県知事)
・登録番号
を記入してください。
※建築士免許証と建築士定期講習の写しを添付してください。H28.10 から不要

【ロ. 氏名】 **〇〇 〇〇**

工事監理者が未定の場合は、
【ロ. 氏名】 欄に「**未定**」と記入してください。

工事監理者が確定後、工事着手前に、
第7号様式「記載事項変更等届」を2部提出してください。

構造・規模により工事監理者が決まっていなければ工事に着手できない場合があります。

【ハ. 建築士事務所名】 (**一級**) 建築士事務所 (**岩手県**) 知事登録第 (**〇**) **〇〇〇** 号
〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

【ニ. 郵便番号】 **〒〇〇〇-〇〇〇〇**

【ホ. 所在地】 **岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号**

【ヘ. 電話番号】 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

【ト. 工事と照合する設計図書】 **確認申請書に添付する設計図書一式**

最新の登録番号を記入してください。
※更新手続き後は、忘れずに見直しをお願いします。(5年更新)

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

一人ですべてを監理している場合は、
「確認申請に添付する設計図書一式」と記入してください。

複数の監理者による場合は、その他の監理者も記載し、それぞれの責任で監理する**図書名**を記入してください。

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

代表取締役社長

〇〇 〇〇

JV施工など複数の工事施工者がある場合は、代表となる工事施工者を記入し、その他施工者は別紙に記入し、第二面の最後に添付してください。

工事施工者が未定の場合は、
【イ. 氏名】欄に「未定」と記入してください。

確定後は、工事着手前に、第7号様式「記載事項変更等届」を2部提出してください。

【ロ. 営業所名】建設業の許可（岩手県知事）（般-〇）第〇〇〇号

〇〇〇〇ホーム建設株式会社

【ハ. 郵便番号】

〒〇〇〇-〇〇〇〇

【ニ. 所在地】

岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【ホ. 電話番号】

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

最新の番号を記入してください。

※更新手続き後は、忘れずに見直しをお願いします。（5年更新）

（ ）欄には、

・許可区分（大臣・都道府県知事）

・特定と一般の別（特-〇、般-〇）

・許可番号

を記入してください。

※建設業の登録がない場合は、規模と金額により、理由を確認させていただきます。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐ 申請済 （ ）☐ 未申請 （ ）☒ 申請不要

提出不要にチェックをしてください。

※構造適判物件は、センターの業務対象外となります。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐ 提出済 （ ）☐ 未提出 （ ）☒ 提出不要 （ ）

該当箇所にチェックをしてください。

提出が必要な物件は、300㎡を超える非住宅の建築物です。

提出不要の場合は、（ ）内は未記入で可

【9. 備考】

【建築物等の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】〇〇〇〇サマ・〇〇〇〇サマインテイク

【名 称】〇〇〇〇様・〇〇〇〇様邸新築工事

提出済又は申請予定の場合は、
（ ）内に登録省エネ判定機関等の名称及び所在地を記入してください。

例）●●判定機関 盛岡市中央通

建物名称・工事名称がある場合は、名称にフリガナを付けて記入してください。

※確認済証等に記載します。

【変更概要】

工事施工者の変更

〇〇〇〇→●●●●

★計画変更の場合

第二面に関わる部分の変更がある場合、その概要を記入してください。

※二面に変更がなければ記入は不要です。

(第二面)

建築主等の概要 (別紙)

建築主が複数の場合に添付してください。

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○
【ロ. 氏名】 ○○ ○○
【ハ. 郵便番号】 〒○○○-○○○○
【ニ. 住所】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○



(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 **岩手県〇〇市〇〇 〇-〇の各一部** ←
 (仮換地) 〇〇都市計画事業〇〇地区土地区画整理事業第〇街区〇画地

登記上の地名地番を枝番号まで記入してください。〇〇番〇←地番には「地」は付きません。区画整理区域内では、従前地と仮換地の両方を記入してください。

【2. 住居表示】 ←

定まっている場合のみ記入してください。記載なくてもかまいません。

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 ←
☒ 都市計画区域内 (☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定)
☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外

区域が2以上の場合は、敷地の過半に属する区域にチェックしてください。

市街化区域、市街化調整区域は、**盛岡市、滝沢市、矢巾町**のみ
 これ以外の市町村は、区域区分非設定となります。

都市計画区域内の場合は、() 内のいずれかにチェックしてください。

【4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし ←

区域が2以上の場合は、それぞれの地域にチェックしてください。

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域 ←

上記【3】【4】以外の確認審査上、必要な区域等を記入してください。

例)

- ・法22条区域
 - ・特別用途地区
 - ・特定用途制限地域
 - ・高度利用地区
 - ・景観地区
 - ・風致地区
 - ・駐車場整備地区
 - ・臨港地区
 - ・流通業務地区
 - ・伝統的建造物群保存地区
 - ・被災市街地復興推進地域
 - ・災害危険区域 (第〇種区域)
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・宅地造成工事規制区域
 - ・土地区画整理地区名 (〇〇地区)
- など。

【6. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

4.00m ←

10.00m

道路が2以上ある場合、【イ】に記入した道路に接する長さを記入してください。
 ※2以上の道路に接する長さの全長ではありません。

幅員は用地幅ではなく道路敷等を除いた**有効幅員**で記入してください。(歩道も含みます。)
 道路の幅員が異なる場合は、一番狭い幅員を記入してください。

道路が2以上ある場合、建築物の敷地が2m以上接する道路のうち最も幅員の大きい方を記入してください。

42条2項道路の場合は、セットバック後の4mと記入してください。

※都市計画区域外は、未記入で可

【7. 敷地面積】 180.63㎡

小数点3位以下を切り捨ててください。

42条2項又は3項道路の場合は、セットバック後の敷地面積を記入してください。

敷地の最低限度がある場合は注意してください。

2以上の用途地域の場合は、それぞれ区域毎に記入

【イ. 敷地面積】	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	(130.10㎡)	(50.53㎡)	()	()	()
	()	()	()	()	()
【ロ. 用途地域等】	(第1種低層)	(第2種住居)	()	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(80.00%)	(160.00%)	()	()	()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(50.00%)	(60.00%)	()	()	()

(2)欄は、壁面線の指定がある場合、前面道路と壁面線との間の部分を除いた面積を記入してください。

【ハ欄の容積率】

「都市計画で定めた指定容積率」と「道路幅員による容積率」のうち小さい方が基準容積率となりますので確認してください。

前面道路の道路幅員が12m未満の場合
 (住居系) 容積率＝道路幅員×0.4
 (その他) 容積率＝道路幅員×0.6

例)

最大幅の前面道路の幅員4m※12m未満
第1種住居

- ・指定容積率200%、指定建蔽率60%
- ・ $4 \times 0.4 = 160\% < 200\% \Rightarrow 160\%$
- 近隣商業
- ・指定容積率200%、指定建蔽率80%
- ・ $4 \times 0.6 = 240\% > 200\% \Rightarrow 200\%$

【ニ.建蔽率】欄は、都市計画で定めた指定容積率を記入してください。

都市計画区域外の場合、ロ・ハ・ニ・ヘ・ト欄は未記入です。

【イ.敷地面積】(1)の合計
 【イ.敷地面積】(2)の合計
 をそれぞれ記入してください。

【ホ. 敷地面積の合計】

(1)	180.63㎡
(2)	()

【トの建蔽率】

角地等の場合、建蔽率+10%
 角地の例) 6m+6m、8m+4m道路など
 ※接する長さの基準適合が条件です。

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 102.37%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 62.79%

【チ. 備考】 角地緩和

建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合、
 建蔽率及び容積率はそれぞれの加重平均で算出してください。
 ※小数点以下第3位を切り捨ててください。

容積率の加重平均

例)

最大幅の前面道路の幅員4m
 ※12m未満

- ・全体敷地面積 300㎡
- ・第1種住居 (敷地面積200㎡/基準容積率160%)
- ・近隣商業 (敷地面積100㎡/基準容積率200%)

敷地全体に対する容積率

$$\frac{16}{10} \times \frac{200}{300} + \frac{20}{10} \times \frac{100}{300} = 1.066 + 0.666 = 1.732 = \frac{17.3}{10} = 173\%$$

【チ.備考】欄には、緩和を受けた内容等を記入してください。

●容積率

- ・加重平均 (法52条7項)
- ・特定道路による緩和 (法52条9項)
- ・・・など

●建蔽率

- ・加重平均 (法53条2項)
- ・角地 (法53条3項2号)
- ・防火地域内の耐火建築物 (法53条3項1号) ・・・など

●その他規制

- ・風致地区による規制 (容積〇%建蔽〇%)
- ・地区計画による規制 (容積〇%建蔽〇%)
- ・都市計画法による許可条件・・・など



【8. 主要用途】 (区分08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

例)

敷地に既存住宅があり、別棟で物置を新たに建設する場合

第三面【8.主要用途】一戸建ての住宅

【9.工事種別】増築

第四面【2.用途】倉庫業を営まない倉庫

【3.工事種別】新築

敷地全体の用途を示す5桁の数字と主要用途を記入してください。

別添の「用途区分記号表」を参照

用途は、() 内にできる限り具体的に記入してください。

例)

(区分08440) 店舗 (電気製品販売)

(区分08060) 店舗併用住宅 (美容院)

(区分08060) 事務所併用住宅

複数の工事にわたる場合、その数だけチェックしてください。

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (66.24㎡) () (66.24㎡)

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

(66.24㎡) () (66.24㎡)

【ハ. 建蔽率】 36.68%

小数点第3位を切り上げてください。

小数点第3位以下を切り捨ててください。

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (130.83㎡) () (130.83㎡)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】

() () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

(19.87㎡) () (19.87㎡)

【ト. 備蓄倉庫の部分】

() () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ヲ. その他の不算入部分】

() () ()

【ワ. 住宅の部分】 (110.96㎡) () (110.96㎡)

【カ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ヨ. 延べ面積】 110.96㎡

【タ. 容積率】 61.43%

自動車車庫や自転車置場の面積を記入します。

ワ欄は、ハ～ヲ欄の部分を除いた面積を記入します。

併用住宅の場合は、住宅の部分の面積を記入します。(店舗等は含みません。)

自動車車庫等(自転車置場)は、イ欄の建築物全体の面積の1/5までは算入されません。

例)

主要用途が住宅で全体の面積が230㎡、そのうち自動車車庫部分50㎡の場合

【建築物全体】 230㎡

【自動車車庫等の部分】 50㎡

【住宅の部分】 180㎡

【延べ面積】 184㎡

※ $230\text{㎡} \times 1/5 = 46\text{㎡} < 50\text{㎡}$

$230\text{㎡} - 46\text{㎡} = 184\text{㎡}$

小数点以下第3位を切り上げてください。



【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

2

0

既存で残す棟数

※10㎡以下はカウントしない

建築物の数は、延べ面積が10㎡を超えるものについてカウントし記入しますが、10欄と11欄の建築・延床面積には含めず。
10㎡以下のものは、18欄に建物の概要（用途、構造、階数、面積）を記入してください。

【13. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 階数】

地上

地下

(申請に係る建築物)

(8.014m)

(2)

(0)

(一部)

(造)

(他 の 建 築 物)

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

それぞれ2以上の建築物がある場合は、最大の数値（高さ、階数）を記入してください。

他の建築物欄は、既存の建築物がある場合記入してください。（最大の建築物で）

平均地盤面からの高さを記入してください。

天空率の適用がある場合は、有にチェックし、適用した区分にチェックしてください。

敷地内の主要な建築物の構造で記入してください。

※戸建て住宅の敷地に別棟車庫の新設は、住宅の構造で記入してください。

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】□有 ■無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

□道路高さ制限不適用 □隣地高さ制限不適用 □北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

都市計画法第29条第1項による許可

第〇〇号、平成〇年〇月〇日

都市計画法第35条の2第1項による許可

第〇〇号、平成〇年〇月〇日

開発行為に関する工事の検査済証

第〇〇号、平成〇年〇月〇日

開発許可は、原則、許可・変更許可・検査済について記入してください。

建築物と敷地に関して許可・認定等を受けた場合は、
〔根拠法令条項・許可番号・許可日〕を記入してください。
※型式適合認定と構造方法等の認定は記入しません。

例)

- ・屋外広告物の許可（受付済）の写し
- ・宅造法の許可・変更許可
- ・建基法43条ただし書き許可
- ・都計法29条1項又は2項等（開発行為・協議の許可、変更許可）
- ・都計法41条2項（用途地域外開発区域内制限）
- ・都計法42条（開発区域内の予定建築物外制限）
- ・都計法43条1項（調整区域内の建築制限）
 - 世帯分離住宅／既存建築物／申請なき既存宅地
 - *耕作（面積）証明
- ・都計法53条1項（都市計画施設等の建築制限）
- ・土地区画整理法76条1項（建築行為等の許可）
- ・地区計画（花巻市条例、紫波町条例）
- ・平泉町景観条例
- ・・・など

【15. 工事着手予定年月日】 令和〇年〇月〇日

【16. 工事完了予定年月日】 令和〇年〇月〇日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

確認済証交付日以降の日付となります。
※交付までの日数を見込んでください。特に
消防同意物件や浄化槽ありは遅めに設定を

未記入（センター業務範囲外）

【18. その他必要な事項】

- ・10㎡以下の建築物がある場合、その概要（用途、構造、階数、面積）を記入してください。
- ・既存建築物に対する制限の緩和の適用を受ける場合は、工事の完了後も引き続き法3条2項の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を記入してください。※別紙に記載しても可

【19. 備考】

【変更概要】敷地面積の減少 〇㎡→〇㎡

★計画変更の場合 ※概要書は【20】欄に記入してください。
第三面に関わる部分の変更がある場合、その概要を記入してください。
※三面（敷地関係）に変更がなければ記入は不要です。

建築計画概要書

【18.法第12条第1項の規定による調査の要否】 □要 ■否

【19.法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】 □有 ■無

【20.その他必要な事項】

該当にチェック
してください。



(第四面)

建築物別概要

- 【1. 番号】 1 ←
- 【2. 用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅
 (区分 08490) 自動車車庫
 (区分)
 (区分)
 (区分)

申請建築物の棟毎に用紙を分けて記入しますので、2以上の棟がある場合は、それぞれ1、2、3・・・と通し番号を振り、配置図に同じ棟番号を記入してください。
 延床面積10㎡以下のものは、第四～六面の添付は不要です。

用途種別の5桁の番号を記載してください。

一戸建ての住宅：08010 長屋：08020 共同住宅：08030

自動車車庫：08490 自転車駐車場：08500

倉庫業を営まない倉庫(物置)：08520 事務所：08470

併用住宅：08060 () 書きで具体的な用途 例) 食堂、理髪店、パン屋・・・

用途は具体的に記載してください。

申請建築物毎にその棟の全ての用途を記入してください。

申請書第三面の主要用途と工事種別が異なる場合があります。

例)

敷地に既存住宅があり、別棟で物置を新たに建設する場合

第三面【8.主要用途】一戸建ての住宅

【9.工事種別】増築

第四面【2.用途】倉庫業を営まない倉庫

【3.工事種別】新築

【3. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【4. 構造】 木造(在来工法) 一部 造

【5. 主要構造部】

□耐火構造

□建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

①耐火性能検証法による耐火建築

□準耐火構造

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-1)

□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (p-2)

■その他

②21条の適用を受けて主要構造部を準耐火構造とするもの(火災時対策建築物)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

□建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

□建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物

□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

□その他

■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

該当する箇所をチェックしてください。

【5】木造の防火構造は、その他です。

【7】防火・準防火地域の木造住宅等は、「その他」です。

ただし、開放性のある建築物(カーポートなど)は「61条の適用を受けない」になります。

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

③令109条の6により建築物の周囲に延焼防止上有効な空地を設けて21条を適用除外するもの

□耐火建築物

□延焼防止建築物

□準耐火建築物

□準延焼防止建築物

□その他

■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

④法27条の適用を受けて主要構造部を準耐火建築物とするもの(避難時対策建築物)

⑤法21条、27条による耐火建築物又は準耐火建築

⑥令136条の2第1項第1号ロの規定によるもの

⑦令136条の2第1項第2号ロの規定によるもの

⑧耐火建築物、準耐火建築物、⑥、⑦以外で法61条の規定を受けるもの

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】

2 階

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

階数に算入されないPHや地下倉庫（建築面積の1/8以下）などを記入してください。床面積等は、第五面へ記入してください。

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

8.800m

【ロ. 最高の軒の高さ】

6.400m

高さはミリまでの単位を記入してください。

木造の場合、地盤面から棟上端まで
RCの場合、地盤面からパラペット上端まで
を記入してください。

木造の場合、地盤面から敷桁の上端まで
軒高が異なる場合は、最大のものを記入してください。

【10. 建築設備の種類】 電気、給排水、換気、合併処理浄化槽

電気、ガス、給水、排水、換気、合併処理浄化槽、煙突、暖房、冷房、消火、排煙、昇降機、避雷設備その他の防火設備等のうち設置するものの種別を記入してください。

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☒ 無

構造計算ルート2の審査がない場合、無にチェックしてください。

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☒ 有 ☐ 無

確認の特例について記入してください。

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
第 3 号

確認の特例

- 1号⇒型式（建築物の部分）の場合
2号⇒型式（建築設備等の部分）の場合
3号⇒建築士の設計した4号建築物で、
防火・準防火地域以外の戸建住宅
（併用住宅の場合は、併用部分が
延べ床面積の1/2以上または、
50㎡を超えるもの）
4号⇒上記1～3号以外の建築物
花巻市は、主要な建物が3号の場
合、付属建物も3号となります。

【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

- ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 階別】	(F 2階)	(66.24㎡)	()	(66.24㎡)
	(F 1階)	(64.59㎡)	()	(64.59㎡)
	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()

小数点第3位以下を切り捨ててくだ
さい。
階別は、最上階から下の階へ順に記
入してください。
P：塔屋階／F：地上階／B：地階
を階数の前に記入してください。

【ロ. 合計】 (130.83㎡) () (130.83㎡)

【13. 屋根】 カラー垂鉛鉄板 t=0.3 (H12告示1380)

【14. 外壁】 窯業系サイディング t=14 (PC030BE-〇〇〇〇)

【15. 軒裏】 スラグ石膏板 t=11 (QF030RS-〇〇〇〇)

防火地域・準防火地域・法22条地域
等で防火構造などの法的な要求がある
場合、大臣認定品の場合は、認定番号
を記入してください。

【16. 居室の床の高さ】 655mm

最下階の居室の床が木造の場合のみ記入して
ください。(450mm以上)

【17. 便所の種類】 水洗（浄化槽）※公設（〇〇市）

水洗、くみ取り、くみ取り（改良）の別を記
入してください。
浄化槽の場合は、水洗（浄化槽）と記入
し、公設の場合は、公設（市町村名）を追記
してください。

【18. その他必要な事項】 住宅用火災警報器 5箇所設置

設置箇所数を記入してください。

【19. 備考】

【変更概要】

床面積の増加 〇㎡→〇㎡
換気種別の変更 第3種→第2種

★計画変更の場合

第四面に関わる部分の変更がある場合、その
概要を記入してください。
※四面（棟）に変更がなければ記入は不要です。

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1 ←

第四面の【1.番号】欄に記入した申請建築物の
通し番号と同じ番号を記入します。

【2. 階】 F 2 ←

P：塔屋階
F：地上階
B：地階 を階数の前に記入してください。

【3】と【4】欄は、木造軸組工法の場合のみ記入してください。

【3. 柱の小径】 10.5cm ←

各部分で寸法が異なる場合は、最も不利となる
寸法を記入してください。※単位はcm、mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2.85m ←

(土台又は胴差の上端)から(桁又は胴差の
下端)までの距離を記入してください。
最も不利となる寸法を記入してください。

【5. 階の高さ】 m ←

木造等の最上階は、記入不要です。

【6. 天井】
【イ. 居室の天井の高さ】 2.40m ←当該階の床仕上げ面から天井の仕上げ面までの
垂直距離を記入します。(一番低い居室で)小径が105mmの軽い屋根の場合は、
2階：3,465mm (105×33) 以下
1階：3,150mm (105×30) 以下
となります。
※超える場合は構造計算で確認してください。(要添付)船底天井や勾配天井等の天井の高さが異なる
場合は、室容積を床面積で除した値の平均天
井高さを記入してください。
※居室の最低天井高さは、2.1m以上です。
審査に必要な場合は、平均天井計算結果を
求める場合があります。【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐有 ☒無有・無のどちらかにチェックしてください。
※高さ6m超、面積200㎡超の吊り天井

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(66.24㎡)
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

用途が複数ある場合は、面積の大きい順に、
イ欄の上から順に記入してください。

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

【変更概要】 ←
2階床面積の増加 〇㎡→〇㎡★計画変更の場合
第五面に関わる当該階部分の変更がある場
合、その概要を記入してください。
※五面(階)に変更がなければ記入は不要です。

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F 1

【3. 柱の小径】 10.5cm

【4. 横架材間の垂直距離】 2.75m

【5. 階の高さ】 2.90m

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2.40m

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 ☐ 有 ☒ 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(44.72㎡)
【ロ.】	(08490)	(自動車車庫)	(19.87㎡)
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

【変更の概要】

1階床面積の増 〇㎡→〇㎡

当該階の床仕上げ面から直上階の床仕上げ面までの垂直距離を記入します。
木造等の最上階は、記入不要です。

その階の一番低い居室で記入してください。
居室がない場合は、記入不要です。

高さ6m超、面積200㎡超の吊り天井がある場合は「有」にチェックしてください。

用途が複数ある場合は、面積の大きい順に、イ欄の上から順に記入してください。

★計画変更の場合

第五面に関わる当該階部分の変更がある場合、その概要を記入してください。

※五面(階)に変更がなければ記入は不要です。



(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1
【2. 延べ面積】	
【3. 建築物の高さ等】	
【イ. 最高の高さ】	
【ロ. 最高の軒の高さ】	
【ハ. 階数】	地上 () 地下 ()
【ニ. 構造】	造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
☐ 特定構造計算基準	
☐ 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	
☐ 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	
【イ. 名称】	
【ロ. 区分】	
☐ 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
☐ その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】	()
【8. 備考】	

第四面の【1.番号】欄に記入した申請建築物の通し番号と同じ番号を記入してください。

※2以上の申請建築物がある場合は、棟数分の枚数を添付してください。
例) 2棟ある場合は、1と2を記入した2枚を添付

構造計算が不要の場合は、番号のみ記入してください。

※【2】～【8】欄は未記入としてください。



建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場	08370
長屋	08020	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
共同住宅	08030	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
寄宿舎	08040	ホテル又は旅館	08400
下宿	08050	自動車教習所	08410
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	畜舎	08420
幼稚園	08070	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
小学校	08080	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
中学校又は高等学校	08090	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
特別支援学校	08100	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
大学又は高等専門学校	08110	食堂又は喫茶店	08452
専修学校	08120	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、	08456
各種学校	08130	家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08458
幼保連携型認定こども園	08132	、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
図書館その他これに類するもの	08140		
博物館その他これに類するもの	08150		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	事務所	08470
保育所その他これに類するもの	08180	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
助産所	08190	自動車車庫	08490
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210	自転車駐車場	08500
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	倉庫業を営む倉庫	08510
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	倉庫業を営まない倉庫	08520
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	劇場、映画館又は演芸場	08530
病院	08260	観覧場	08540
巡査派出所	08270	公会堂又は集会場	08550
公衆電話所	08280	展示場	08560
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	料理店	08570
地方公共団体の支庁又は支所	08300	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	ダンスホール	08590
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330		
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	卸売市場	08610
自動車修理工場	08350	火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	その他	08990

第四十号様式（第八条関係）（A 4）

★数字は算用数字、単位はメートル法★

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

(第一面)

書式の赤字は記入例

令和 ○年 ○月 ○日

岩手県知事 様

建築主

氏名 ○○ ○○ ○○ ○○
 郵便番号 〒○○○-○○○
 住所 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 電話番号 ○○○-○○○-○○○

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

営業所名（建築士事務所名） ○○○○ホーム建設株式会社
 郵便番号 〒○○○-○○○
 所在地 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 電話番号 ○○○-○○○-○○○

工事監理者

氏名 ○○ ○○
 営業所名（建築士事務所名） ○○○○建築設計事務所
 郵便番号 〒○○○-○○○
 所在地 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 電話番号 ○○○-○○○-○○○

建築確認

確認済証番号 第 平成 年 月 日 号
 確認済証交付年月日
 確認済証交付者

除却工事施工者

氏名 代表取締役社長 ○○ ○○
 営業所名 ○○○○解体株式会社
 郵便番号 〒○○○-○○○
 所在地 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
 電話番号 ○○○-○○○-○○○

※受付経由機関記載欄

当センター経由で進達します。

事前協議の場合：日付未記入
 本申請 の場合：日付記入
 申請書と同じにしてください。
 ※郵送申請の場合は、補正
 完了後に、当センターで
 日付記入します。

確認申請書（第二面）【1.
 建築主】と同一とし、複数
 名の場合は、全員の氏名を
 記入してください。（押印
 不要）別紙の添付も可

法人や団体等の場合は、代
 表職氏名も忘れずに記入し
 てください。

工事施工者が未定の場合は、
 設計者又は代理者を記入し
 てください。

工事監理者が未定の場合は、
 氏名欄に「未定」と記入し
 てください。

この欄は記入不要です。

★記入漏れの多い箇所です★
 既存の建築物を除却し、引き続
 き、同じ敷地内に建築物を建築
 する場合の建築物除却届となり
 ますので、忘れずに記入して
 ください。

既存建物を除却する工事施工者名
 の記入が必要です。
 除却施工者は、建築本体の工事施
 工者と異なる場合があります。

関連して、除却がある場合は、
 第四面の項目すべての記入を忘
 れずをお願いします。

除却施工者が未定の場合は、「未定」と記入してください。
 なお、その場合は決定したい行政庁に「除却届」を提出してください。
 また、除却工事は、施工業者の登録等が必要です。ので留意してください。

(第二面) ★敷地単位でみた建築物の概要★

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

【イ. 工事予定日】 令和 ○年 ○月 ○日
【ロ. 工事完了予定期日】 令和 ○年 ○月 ○日

確認申請書(第三面)【15】【16】に記載した内容と整合させてください。

【2. 建築主】

【イ. 建築主の種別】

☐ (1) 国 ☐ (2) 都道府県 ☐ (3) 市区町村
☐ (4) 会社 ☐ (5) 会社でない団体 ☒ (6) 個人

種別は以下の分類に従って、該当する口をチェックしてください。

- (1)：国、住宅金融公庫等の政府関係機関
(2)：都道府県、道路公社等の都道府県関係機関
(3)：市区町村、住宅供給公社等の市区町村関係機関
(4)：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、特別法により設立された法人である会社
(5)：森林組合等の会社でない法人
(6)：個人及び個人事業主

【ロ. 資本の額又は出資の総額】

☐ (1) 1,000万円以下 ☐ (2) 1,000万円超～3,000万円以下
☐ (3) 3,000万円超～1億円以下
☐ (4) 1億円超～10億円以下 ☐ (5) 10億円超

【3. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】 岩手県○○市○○ ○-○の各一部

(仮換地) ○○都市計画事業○○地区土地区画整理事業第○街区○画地

【ロ. 都市計画】 ☐ (1) 市街化区域 ☐ (2) 市街化調整区域

☒ (3) 区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4) 準都市計画区域
☐ (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外

【イ.種別】が(4)会社の場合のみ、チェックしてください。
記入漏れが多いので、忘れずに記入してください。

市街化区域、市街化調整区域は、盛岡市、滝沢市、矢巾町のみ
これ以外の市町村は、区域区分非設定となります。

【4. 工事種別】

☒ (1) 新築 ☐ (2) 増築 ☐ (3) 改築 ☐ (4) 移転

敷地単位で記載してください。(棟別ではない)

【5. 主要用途】 (1) 居住専用建築物

(01)

(1)の場合、() 内には、以下の記号(数字)を記入してください。

- 01：居住専用住宅(付属建物を除く)
※戸建て住宅・長屋・共同住宅
02：居住専用住宅に付属する物置や車庫等
03：寮、寄宿舎、合宿所(付属建物を除く)
04：寮、寄宿舎、合宿所に付属する物置や車庫等
05：他に分類されない居住専用建築物

(2) 居住産業併用建築物 ()

(3) 産業専用建築物 ()

(2)と(3)の場合、() 内には、別添の[第1・7表]の11～99の数字を記入してください。

例)

店舗(洋品販売店舗)併用住宅の場合
(2) 居住産業併用建築物 (28)
飲食店の場合
(3) 産業専用建築物 (33)

()の縦の並びごとに1棟ずつ記入してください

通し番号を付けて、(1, 2, 3...) その番号を記入してください。
※1棟の場合は「1」と記入してください。

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 (1) () ()

【ロ. 用途】

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ (1) 事務所等 | ☐ (1) 事務所等 | ☐ (1) 事務所等 |
| ☐ (2) 物品販売業を営む店舗等 | ☐ (2) 物品販売業を営む店舗等 | ☐ (2) 物品販売業を営む店舗等 |
| ☐ (3) 工場, 作業場 | ☐ (3) 工場, 作業場 | ☐ (3) 工場, 作業場 |
| ☐ (4) 倉庫 | ☐ (4) 倉庫 | ☐ (4) 倉庫 |
| ☐ (5) 学校 | ☐ (5) 学校 | ☐ (5) 学校 |
| ☐ (6) 病院, 診療所 | ☐ (6) 病院, 診療所 | ☐ (6) 病院, 診療所 |
| ☒ (9) その他 | ☐ (9) その他 | ☐ (9) その他 |
| ☐ 多用途 | ☐ 多用途 | ☐ 多用途 |

専用住宅、付属する車庫の場合は(9)、専用住宅に付属する物置は(4)にチェックをしてください。

居住産業併用住宅の時は、産業の用途を記入してください。

1棟の中に2以上の用途がある時は、床面積の大きい用途を記入してください。

上記以外は、以下のとおり。

(1) 事務所等

事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅建業を営む店舗その他これらに類するサービスを営む店舗

(2) 物品販売業を営む店舗

物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェ、ナイトクラブ若しくはバー

(5) 学校

学校の校舎、体育館その他これらに類するもの

(9) その他

1～6に該当しないもの

※専用住宅、長屋、共同住宅など

【ハ. 工事部分の構造】

- | | | |
|--|--|--|
| ☒ (1) 木造 | ☐ (1) 木造 | ☐ (1) 木造 |
| ☐ (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 | ☐ (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 | ☐ (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| ☐ (3) 鉄筋コンクリート造 | ☐ (3) 鉄筋コンクリート造 | ☐ (3) 鉄筋コンクリート造 |
| ☐ (4) 鉄骨造 | ☐ (4) 鉄骨造 | ☐ (4) 鉄骨造 |
| ☐ (5) コンクリートブロック造 | ☐ (5) コンクリートブロック造 | ☐ (5) コンクリートブロック造 |
| ☐ (6) その他 | ☐ (6) その他 | ☐ (6) その他 |

【ニ. 工事の予定期間】

(〇) 月間 () 月間 () 月間

1棟の中に2以上の用途がある時にチェックしてください。

【ホ. 工事部分の床面積の合計】

(130.83) m² () m² () m²

既存部分の面積は含みません。

【ヘ. 建築工事費予定額】

(2,000) 万円 () 万円 () 万円

建築設備費を含んだ金額を記入してください。(土地代は含みません。)

【ト. 新築工事の場合における地上の階数】

(2) () ()

【チ. 新築工事の場合における地下の階数】

(0) () ()

【ト】【チ】は新築工事(棟別)の場合増築の場合は記入不要です。

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 180.63 m²

新築の場合のみ記入してください。
増築の場合は、未記入としてください。

(第三面) ★専用住宅か併用住宅の場合に記入★

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】 1

第二面の6欄の【イ】欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。

【ロ. 新設又はその他の別】

(1) 新設 (☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築)

(2) その他 (☐ 増築 ☐ 改築)

[新設]

新築、増築又は改築によって、居室、台所及び便所を備えて独立して居住できる住宅を新たに造る場合

[その他]

増築又は改築によって造られる住宅で新設に該当しないもの

例)

敷地内に既存住宅があり、別棟で50㎡の居室だけ建築しても、新たに造られる部分だけでは独立して居住できないので、その他に該当します。

【ハ.】欄は、当該住宅が**新設の場合**のみ記入してください。
(2) その他の場合は、記載不要です。

【ハ. 新設住宅の資金】

☒ (1) 民間資金住宅 ☐ (2) 公営住宅

☐ (3) 独立行政法人住宅金融支援機構住宅

☐ (4) 独立行政法人都市再生機構住宅 ☐ (5) その他

[民間資金住宅]

国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的資金をまったく使わず、民間資金のみで建てる住宅
自己資金も「(1)民間資金」です。

[公営住宅]

公営住宅法又は地区改良法に基づき建設される住宅

[独立行政法人住宅金融支援機構住宅]

住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅で、融資額の大小は問わない

[独立行政法人都市再生機構住宅]

都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てる住宅

[その他]

上記以外の住宅 例えば、公務員宿舎や政府関係機関の職員住宅、上記以外に国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建築した住宅

【ニ. 住宅の建築工法】

☒ (1) 在来工法 ☐ (2) プレハブ工法 ☐ (3) 枠組壁工法

丸太組工法は(1)在来工法にチェックしてください。

【ホ. 住宅の種類】

☒ (1) 専用住宅 ☐ (2) 併用住宅 ☐ (3) その他の住宅

判断基準

居住部分の床面積が延床面積の1/5以上→併用住宅

//

1/5未満→その他の住宅

[併用住宅]

住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に結合して1戸をなしているもの

[その他の住宅]

主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅。全体に対して居住部分の床面積が小さいもの。

【ヘ. 住宅の建て方】

☒ (1) 一戸建住宅 ☐ (2) 長屋建住宅 ☐ (3) 共同住宅

【ト. 利用関係】

☒ (1) 持家 ☐ (2) 貸家 ☐ (3) 給与住宅 ☐ (4) 分譲住宅

住宅の**離れ**の場合は、「0」又は未記入でかまいません。

【チ. 戸数】

(1 戸) (戸) (戸) (戸)

併用住宅の場合は、住宅部分の床面積を記入してください。

例)

併用住宅100㎡(うち店舗部分20㎡)
⇒【リ】欄には、80㎡を記入

【リ. 工事部分の床面積の合計】

(130.89㎡) (㎡) (㎡) (㎡)



(第四面)

【1. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 (0 1) ←

(1)の場合、() 内には、以下の数字を記入してください。

0 1 : 居住専用住宅（付属建物を除く）

※戸建て住宅・長屋・共同住宅

0 2 : 居住専用住宅に付属する物置や車庫等

0 3 : 寮、寄宿舍、合宿所（付属建物を除く）

0 4 : 寮、寄宿舍、合宿所に付属する物置や車庫等

0 5 : 他に分類されない居住専用建築物

(2) 居住産業併用建築物 ()

(3) 産業専用建築物 ()

(2)と(3)の場合、() 内には、別添の「第1・7表」の1 1～9 9の数字を記入してください。

例)

店舗（洋品販売店舗）併用住宅の場合

(2) 居住産業併用建築物 (2 8)

飲食店の場合

(3) 産業専用建築物 (3 3)

【2. 除却原因】 ■ (1) 老朽して危険があるため □ (2) その他

【3. 構造】 ← ■ (1) 木造 □ (2) その他

2棟以上ある場合は、床面積の大きな建築物の構造を記入してください。

【4. 建築物の数】 1 ←

同一敷地内で解体する建築物が複数棟ある場合は、その棟数分の数を記入してください。
なお、10㎡以下はカウントしません。

【5. 住宅の戸数】 1 戸

【6. 住宅の利用関係】 ■ (1) 持家 □ (2) 貸家 □ (3) 給与住宅

除却建築物に住宅がある場合に記入してください。

【5】住宅の戸数は、除却工事により居住が不可能となる戸数を記入してください。

例)

長屋や共同住宅の場合は、2戸以上の戸数となります。

【7. 建築物の床面積の合計】 150.00 ㎡ ←

2棟以上ある場合は、4欄で記入した、建築物の数を合算した床面積を記入してください

【8. 建築物の評価額】 〇〇 千円 ←

除却する建築物の時価を記入してください。
2棟以上ある場合は、4欄で記入した、建築物の数を合算した評価額を記入してください。

評価額の記載もれが多いので、忘れずに記入してください。

※評価額は納税通知書に記載されていますので参考にしてください。

別添 [第1・7表]

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99